



涌小通信

知内町立涌元小学校
～重点教育目標～
主体的・協働的に学び、
認め・磨き・高め合う子
平成29年6月30日発行

「みんなでなかよく いじめを0に」

～いじめの未然防止と早期発見・対応の取組の紹介～

校長 三上 幸喜

「みんなでなかよく いじめを0に」「気をつけて相手に送る言葉をね」「言う前に相手の気持ちを考えて」
これらは、児童会が実施した『いじめ防止の標語づくり』での2・5・6年児童の作品です。
各家庭においても「いじめは絶対にしてはいけないこと」や「いじめをされたら必ず相談すること」
等のご指導をいただいているものと思います。

本校でも、いじめの防止のために、「学校いじめ防止基本方針」を設定するとともに、いじめは「いつでも、どこにでも、誰にでも、起こりえること」と捉え、緊張感をもちながら、未然防止と早期発見・対応に努めております。

○教職員でのいじめ根絶に向けた確認や見直し、情報交流会の実施。

○全教育活動を通してのいじめ根絶のための指導や特別活動（学級活動）や道徳の時間での、いじめについて考える学習の実施。

○年2回の「アンケート調査」の実施とアンケート調査後の児童との教育相談の実施。

○いじめ防止委員会の定期的な開催。

冒頭ご紹介しました、児童会による『いじめ防止の標語づくり』もその一つの活動となります。
学校の中だけでいじめが起こるわけではありません。また、学校だけでいじめが解決するものでもありません。学校と家庭・地域が組織的に、一体となって対応していかなければなりません。

ではいじめとは何か？以下に現在の「いじめの定義」についてご紹介します。

『いじめ防止対策推進法』におけるいじめの定義

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【過去のいじめの定義】（昭和61年から平成6年まで）

この調査において「いじめ」とは、

- (1) 自分より弱い者に対して一方的に、
- (2) 身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、
- (3) 相手が深刻な苦痛を感じているもの。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。とする。
なお、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うこと。

現在のいじめの定義は、「児童が心身の苦痛を感じているもの」をいじめとして捉えて（認知して）いきます。

ともすると、いじめとは、平成6年までの「自分より弱い者に対して一方的に」や「身体的・心理的な攻撃を継続的に」というイメージをもってしまいがちですが、子どもの命が失われる等の重大事故の発生を受けて、法律が制定され、現在の定義となりました。

本校でも積極的にいじめの認知を進めるとともに、いじめの未然防止と早期発見・対応に努めて参ります。学校内外の生活の中で、「けんか」「悪口」「仲間はずれ」や「叩かれた、蹴られた」ことについても、「〇〇さんにいじめられた」という訴えを耳にします。これからも、子どもが「心身の苦痛を感じる状況」を解決するために取組を進めて参りますので、家庭・地域の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。